

# 奨学のための給付金 家計急変世帯への支援のご案内

滋賀県教育委員会では、国公立の高等学校等に通う高校生等がいる低所得（道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税））の世帯の保護者等に対し、**返還の必要がない**「奨学のための給付金」を支給します。

保護者の失職等、家計急変による経済的理由から、**非課税に相当する場合**にも支給の対象となりますので、該当される場合は下記をご覧ください。

※保護者等の申請年度の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）の場合は、年額支給の申請をしてください。

## 1 対象者

### 基準日時点において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等

基準日：7月1日以前の家計急変は申請年度の7月1日

7月2日以降の家計急変は申請日の翌月（申請日が月初めの場合は申請月）の1日

- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる世帯
- 保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯
- 家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯（保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税相当であること。）  
※支給決定までに家計急変が解消された場合、対象とならないことがあります。  
※災害などに起因しない離職（定年退職等）は対象となりません。

### 《非課税相当となる年収目安》

| 世帯構成 | 収入見込          |
|------|---------------|
| 3人世帯 | 2,214,286 円未満 |
| 4人世帯 | 2,714,286 円未満 |
| 5人世帯 | 3,214,286 円未満 |

- ・この表の世帯人数とは、本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計を言います。（生徒の祖父母等と一緒に生活していても、本人の扶養親族でない場合は世帯人数に含みません。）
- ・生徒の祖父母等と一緒に生活していても、高校生等に親権者がいる場合は親権者の収入で判断します。（祖父母の収入は含みません。）

※家計急変世帯への支援において、生活保護（生業扶助）を受給している場合は支給の対象となりません。

## 2 支給額

7月1日以前の家計急変による支給額は下記の表の額となり、7月2日以降の家計急変による支給額は申請日より算出した額（表の下※2参照）となります。

| 区分      |           | 支給額      |
|---------|-----------|----------|
| 全日制     | 一人目       | 117,100円 |
|         | 二人目以降（※1） | 143,700円 |
| 通信制・専攻科 |           | 50,500円  |

※1 保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。

- ・15歳以上（中学生を除く）23歳未満の者
- ・23歳以上の高校生等

※2 7月2日以降の家計急変による申請の場合は、原則申請があった日の翌月以降の月数に応じて算定します。

（例）全日制1人目の場合で9月申請 → 114,100円×6月（10月～翌年3月）／12月＝57,050円

### 3 申請方法

○申請受付 7月1日以前の家計急変：申請年度の7月1日～7月31日まで

7月2日以降の家計急変：申請年度の7月2日～1月19日まで

※申請時期により支給額が異なります。

○申請方法 必要書類をそろえて、**在学する高等学校等へ提出**

申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

#### ◆お問い合わせ

在学する高等学校等にお問い合わせください。